

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

| | |
|--------|--|
| 法令名 | 林業種苗法 |
| 根拠条項 | 第15条第1項 |
| 処分の概要 | 生産事業者の登録取消し |
| 法令の定め | 都道府県知事は、生産事業者が次の各号の一に該当するときは、その者に係る登録を取り消すことができる。 |
| 処分基準 | 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。 2 不正な手段により登録を受けたとき。 3 第10条第3項第1号又は第3号に該当することとなったとき。 |
| 処分担当課 | 各(総合)振興局産業振興部林務課 (電話番号:) |
| 問い合わせ先 | 同上 (電話番号:) |
| 備考 | 第10条第3項第1号 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 第10条第3項第3号 次に掲げる者以外の者 イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を習得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者 ロ イに掲げる者以外の者であって、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてのイの講習会の課程を修了した者を置くもの 公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki.jun.htm |

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 林業種苗法 |
| 根拠条項 | 第19条第1項 |
| 処分の概要 | 表示義務等の違反に対する是正命令 |
| 法令の定め | 都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者が、前条第1項若しくは第2項の規定に違反して生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票（以下「表示票」と総称する。）を添附せず若しくは同条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の書面（以下「表示書」という。）を交付しないで種苗を配布し、又は同条第3項の規定に違反して表示票若しくは表示書に同項に規定する事項以外の事項を表示し若しくは虚偽の表示をして種苗を配布したときは、当該生産事業者又は配布事業者に対し、その違反に係る種苗につき、表示票を添附し若しくは表示書を交付し、又は表示票若しくは表示書の表示を是正すべきことを命ずることができる。 |
| 処分基準 | 1 表示票を添付しないか、表示書を交付しないで種苗を配布した場合 2 表示票または表示書に虚偽の記載をして種苗を配布した場合 3 表示票や表示書に、記載してもよいと定められている事項以外の事項を記載して種苗を配布した場合 |
| 処分担当課 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ） |
| 問い合わせ先 | 同上（電話番号： ） |
| 備考 | 公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki_jun.htm |

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和6年5月31日作成)

| | |
|--------|--|
| 法令名 | 林業種苗法 |
| 根拠条項 | 第29条 |
| 処分の概要 | 監督処分 |
| 法令の定め | 農林水産大臣又は都道府県知事は、生産事業者又は配布事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、これらの者に対し、種苗の採取若しくは育成に関し必要な処置を講ずべきことを命じ、又は種苗の配布を制限し、若しくは禁止することができる。 |
| 処分基準 | <ol style="list-style-type: none">1 登録を受けないで生産事業を行っている者または所定の届出をしないで配布事業を行っている者に対して、現に育成し、または所有若しくは占有している種苗の配布を制限し、若しくは禁止し、または育成されている種苗を適切に区分するよう命ずること2 不正な表示又は不正な表示を行った者に対しては今後の適正な表示を確保するため、種苗を適切に区分して採取若しくは育成することを命じ、又は一定期間を定めて、その所有する種苗の配布を制限し、若しくは禁止すること。3 種穂の採取が禁止された樹木又はその集団から採取した者に対しては、当該種苗を林業用として配布することを禁止し、又は自己の造林用に育成する場合であっても他の種苗から十分隔離して行うよう命ずること。 |
| 処分担当課 | 各（総合）振興局産業振興部林務課（電話番号： ） |
| 問い合わせ先 | 同上（電話番号： ） |
| 備考 | 公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/shinsaki_jun.htm |